

償却資産申告の注意事項

申告が必要となるのは、令和7年1月1日現在で所有している償却資産です

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加、減少した資産（初めての申告となる方は、所有するすべての償却資産）を申告してください。

地方税法では次のように定められています。（法第383条第1項）

償却資産の所有者は、法施行規則第26号様式に、毎年1月1日現在で所有する償却資産の所在、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を記載し、1月31日までに、その償却資産の所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。

■償却資産とは

固定資産の課税対象となる償却資産は、次のような要件が定められています。（法第341条第4号）

- ①土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産であること。
- ②無形減価償却資産でないこと。無形減価償却資産とは？
（鉱業権、漁業権、商標権、営業権、電話加入権、ソフトウェア等）
- ③減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。
- ④自動車税の課税客体である普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外のものであること。

■償却資産の種類

- ①構 築 物：橋、岸壁、軌道、貯水池、ダム、庭園、煙突、構内舗装、門・塀・緑化施設等の外構工事、ビニールハウス、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
建物附属設備：電気設備（照明器具）、給排水・衛生・ガス設備、冷暖房設備、ボイラー、消火・災害報知設備、内装・内部造作等
- ②機械及び装置：加工機械、製造機械、製麺機械、農業用機械、冷凍・冷蔵用設備、紡績設備、工作機械、木工機械、印刷設備、建設工業機械、運搬設備、ホテル・旅館用設備、クリーニング設備、給水タンク、太陽光発電設備等
- ③船 舶：漁船、油そう船、木船、モーターボート、貸ボート、遊漁船等
- ④航 空 機：飛行機、ヘリコプター、グライダー等
- ⑤車両及び運搬具：運搬具、大型特殊自動車（フォークリフト、レッカー車、タンク車、トラック、ミキサー等で分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99、900～999」の車両）等 ※注：自動車税、軽自動車税の対象のものは対象外
- ⑥工具・器具・備品：パソコン、ルームエアコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、金型、医療機器、理容及び美容機器、レジスター、自動販売機、事務機器、測定工具、検査機器、応接セット等

上記が償却資産の内容及び種類となりますので、お忙しい時期に大変お手数をおかけしますが、

令和7年1月31日（金）までにご提出くださいますようお願いいたします。